# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和6年5月20日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 髙杉 典弘

- ◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13
- ○特総契第 1116 号
- 1 調達内容
- (1) 品目分類番号 15、28
- (2) 購入等件名及び数量 マイクロ波多重無線装置 10 式ほか 3 点買入
- (3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期間 令和6年12月27日
- (5) 納入場所 備讃瀬戸海上交通センターほか 5 箇所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本入札は総合評価落札方式により行うので、 入札説明書に記載された総合評価に関する書類を 受領期限までに提出すること。

- (7) 電子調達システムの利用 本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加 願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。 その他詳細については、入札説明書による。
  - 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。なお、 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締 結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特 別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者である こと。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA, B, C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域 の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指 名停止期間中でない者。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証

(電子証明書)を取得していること。

- (7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ 先 政府電子調達 (GEPS)

https://www.geps.go.jp/ 電子調達システムへ ルプデスク TEL0570-014-889

- (2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 干場 勘嗣 電話 03-3591-6361 内線 2831
- (3) 入札説明書の交付方法 仕様書等(入札説明書含む)の交付は、当庁ホームページの「調達情報」

の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する。)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和6年6月19日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札に よる入札書の受領期限

令和6年7月22日 17時00分

- (6) 開札の日時及び場所令和6年7月23日 13時30分海上保安庁入札室
- 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。
- (4) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調 達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注 者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

- (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無

- (7) その他 詳細は、入札説明書による。5 Summary
- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: TAKASUGI Norihiro, Vice Commandant, Japan Coast Guard.
- (2) Classification of the services to be procured: 15,28
- (3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.:
  Multiplex Radio Communication Equipment 10 sets and other 3 kinds.
- (4) Fulfillment term: 27. December. 2024.
- (5) Delivery place: Bisanseto Vessel Traffic Service Center and other 5 places.
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

- (a) not come under Article 70 of the Cabinet concerning the Budget, Auditing and Order Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance the obtained that consent necessary for concluding a contract may be applicable under of special reasons within the said cases clause;
- (b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;
- (c) have Grade A to D level of interest in Sale of product in Kanto · Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022·2023·2024.

- (d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.
- (e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
- (7) Time-limit for tender; 17:00, 22. July. 2024.
- (8) Contact point for the notice: HOSHIBA Kanshi, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, Japan Coast Guard, 2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

# 入 札 説 明 書

# (総合評価落札方式)

契約番号: 特総契第 1116 号

契約件名: マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入

# 項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

別紙-1 入札書(海上保安庁様式)

様式-1 紙入札方式参加願

様式-2 紙契約方式承諾願

様式-3 確認書(電子入札参加申し込み用)

様式-4 電子証明書変更承諾申請書

様式-5 期間委任状

様式-6 都度委任状

別冊 仕様書

別冊 仕様確認申請書

別冊 契約書(案)

別冊 総合評価基準

#### 入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告 (令和6年5月20日付) に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 髙杉 典弘

# 2 調達内容

(1) 契約件名

マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入

(2) 契約内容 仕様書のとおり

(3) 履行期間 令和6年12月27日

(4) 納入場所

備讃瀬戸海上交通センターほか5箇所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁交通部整備課 關口

03-3591-6361

(内線6731)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。 なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決 算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。 また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願を 提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

- ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければらない。
- ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている 者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
  - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
  - (イ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を 得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の 履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4·5·6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格審査)において「物品の販売」のA,B,C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(ただし指名停止期間中にあるものは除く。) なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省 公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

# 4 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

入札参加希望者は、4 (5) の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。(電子調達システムにより提出するものは除く)

なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。 (郵送の場合は、 配達証明が確認出来るものに限る)

また、代表者から委任を受けている者(以下「受任者」という)が入札を行う場合は期間委任状(様式5)又は都度委任状(様式6)を入札参加手続きまでに提出する(当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。)。

# 期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状(書面)の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法 電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバー ジョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル (JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定 ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。

直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規 定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)に よる提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認 通知書を送付する。

(5) 証明書等の提出期限 令和6年6月19日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

- ○電子調達システムにより入札参加する場合
- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
- · 仕様確認申請書(提出先上記2(5))

- ○紙入札により入札参加する場合
- ·紙入札方式参加願(紙入札用) (提出先下記5(2))
- · 資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- · 仕様確認申請書(提出先上記2(5))

(6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、 令和6年6月27日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

- ※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、 入札に参加できないので注意すること。
- ※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を 5 (2)へ提出する こと。

なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html

- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム https://www.geps.go.jp/ 電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 干場 勘嗣 Ta 03-3591-6361 内線 2831 jcg-yoshitsu\_2keiyaku@gxb. mlit. go. jp

(3) 入札説明書(仕様書等添付)の交付期間

令和6年5月20日 から 令和6年6月19日

まで

(4) 入札書及び総合評価に関する書類の提出期限及び提出場所

- (5) 入札書の提出方法
  - ① 電子調達システムによる場合
    - ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
    - イ 入札書等の記載事項
      - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
      - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
      - c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。 (電子認証書を取得している者であること。)
    - ウ 入札書等の提出
      - a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達する ように提出しなければならない。
      - b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者(以下「代表者」という。)又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。
  - ② 紙による入札の場合
    - ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。
    - イ 入札書等の記載事項
      - a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
      - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
      - c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印(法人にあっては、所在 地、法人名及び代表者の氏名を記載)しなければならない。 入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件 e 受任者(以下「代理人」という)が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名 (法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名)を記載し、代理人 の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役(社長) 〇〇 〇〇 代理 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 海保株式会社 東京支店(又は〇〇部) 支店長(又は〇〇部長)〇〇 〇〇 印

### ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等 及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「一般信書便事業者等」という。)の提供する同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等おいて当該信書物(同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。)の引き受け及び配達記録をした信書便。)にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

#### (6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
  - ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
  - イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入 札
  - ウ 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代える ことができる。)を欠く入札。(ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責 任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。)
  - エ 金額を訂正した入札
  - オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
  - カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
  - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
  - ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名 停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。 不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。 なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電 子証明書変更承諾申請書(様式4)を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

### (7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時: 令和6年7月23日 13時30分

場所:海上保安庁入札室

#### (9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披(以下「開札等」という。)は、入札等執行事務に関係のない職員を 立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札が ないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

# ② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。 この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない 職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札が ないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに 応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない 事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

#### 6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

# (3) 落札者の決定方法

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であって、支出負担行為担当官が本入札説明書で指定する、性能、機能等の要件のうち必須とした項目について基準を全て満たしている提案をした入札者の中から、当該入札者の申込みに係わる性能等の各評価項目の得点(以下、「得点」という。)について、下の式に得た数値の最も高い者を落札者とする。

計算式: 基礎点×(1-入札価格÷予定価格))+付加点

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000~999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を 行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合 電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決 定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に 記載した電子 くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合 その場で紙くじ(又は電子くじ)を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。 ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成(ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある)
  - ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
  - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
  - ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約 の相手方に送付するものとする。
  - 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
  - ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、 発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願(電子、紙入札共通)を落札決定後に上記5(2)へ提出すること。

(5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行うことができるものとする。

- ①天災
- ②広域・地域的停電
- ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると 認められる場合を除く)

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織(総務省)と協議し、 障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更 (延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。
- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき 事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。 https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html
- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(令和4年9月13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏 まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

# 入 札 書

全	
(T/Z	

ただし マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名·部署名·氏名):

連絡先1:

連絡先2:

# 紙入札方式参加願

1. 発注件名 マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため 紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード) 企業名称 企業郵便番号 企業住所 代表者氏名 代表者役職 電子くじ番号 (連絡先)

ロフロノ

電話番号

メールアドレス

# 入札者

住 所 企業名称 氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。 (連絡先は2以上記載すること) 本件責任者(会社名・部署名・氏名): 担当者(会社名・部署名・氏名): 連絡先1: 連絡先2:

# 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 殿

- ※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は その者が記載、押印する。
  - 2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の 3 桁の数字を記載する。

様式-2 ( 特総 1116 )

# 紙契約方式承諾願

1. 件 名 マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、 紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名·部署名·氏名):

担当者(会社名·部署名·氏名):

連絡先1:

連絡先2:

支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 殿

# 〇宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

# 確 認 書

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名 等 部 署 名 確 認 者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。 (連絡先は2以上記載すること) 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名·部署名·氏名):

連絡先1:

連絡先2:

※最下段の担当者連絡先等は押印の有無に限らず必ず記載すること。

電子入札方式により参加する方 は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10数桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

【取得老	【取得者名】													
TAX IV. E	LANDTO AL													

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

\*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

\*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方 は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

メールアドレス:

# 電子証明書変更承諾申請書

- 1. 発注件名:
- 2. 変更後の電子証明書番号

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について 上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

> 住所 氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。 (連絡先は2以上記載すること) 本件責任者(会社名・部署名・氏名): 担当者(会社名・部署名・氏名): 連絡先1:

連絡先2:

支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

# 期間委任状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。 (連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名·部署名·氏名):

担当者(会社名•部署名•氏名):

連絡先1:

連絡先2:

# 都 度 委 任 状

受任者

住所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名:マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。 (連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名·部署名·氏名):

連絡先1:

連絡先2:

# マイクロ波多重無線装置 10 式ほか3点買入 仕様書

海上保安庁

# 1 総則

本仕様書は、海上保安庁(以下「当庁」という。)が調達するマイクロ波多重無線装置について適用する。

# 2 件名

マイクロ波多重無線装置 10 式ほか 3 点買入

- 3 品目、数量及び納入場所 別紙「納入内訳書」のとおり。
- 4 定格、各部の構成、各部の構造及び必要条件 交整仕 C-189 マイクロ波多重無線装置買入仕様書による。

# 5 検査

納入にあたっては、当庁検査職員の検査を受けること。

# 6 納入期限

別紙「納入内訳書」のとおり。

# 7 支払い

支払いは検査合格後一括払いとし、海上保安庁総務部長あて請求すること。

# 8 その他

- (1) 受注者は、契約後速やかに「納入物品価格内訳書」を1部提出すること。
- (2) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、当庁担当職員と協議しその指示に従うこと。
- (3) 納品する物品の品目等については、別添「仕様確認申請書」を提出することとし、交通部整備課長の合の判定を得ることをもって、支出負担行為担当官の承認を得たものとする。

# 納入内訳書

		●第六	管区海上保安本部			第七管区海上保安本部								海上保安庁
		・ 備讃瀬戸海上交通センター 交通部整備課			関門海峡海上交通センター 若松海上保安部交通課							交通部整備課	交通部整備課 交通部整備課	
						火ノ山下潮流信号所			牧山船舶通航信号所					
納入場所		香川県 綾歌郡宇多	津町青の山3810-2	広島市宇品海 岸3-10-17		山口県下関市	yもすそ川町3-1			福岡県北九州市	戸畑区牧山5-1-3		北九州市門司 区西海岸1-3- 10	千代田区霞 / 関2-1-3
区分	単位	青ノ山船舶	通航信号所			門司船舶記	<b>重航信号</b> 所			牧山船舶:	通航信号所			
マイクロ波多重無線装置	式	.1	,1 -		11 /	110	1 -	, r ?	( h	4°1 m	31	1 -		
〈1式の内訳〉														
本体	台	×1 /	s1		o1 #	61	61 -	6-1	61 /	61 /	41	e 1 -		
付属品	式	1 /	<sub>6</sub> 1 /		1 /	1 6	1 /	@ 1 gar	61	81 /	a 1 _	1 =		
対向局		備讃瀬戸海上交通センター	与島西モニター施設		関門海峡 海上交通センター	火ノ山 レーダー施設	火ノ山 レーダー施設	厚狭 レーダー施設	牧山船舶通航信号所	二島 信号所	牧山船舶通航信号所	若松港口 信号所		
使用周波数		12GHz帯	12GHz帯		6.5GHz帯	6.5GHz帯	6.5GHz帯	6.5GHz帯	12GHz帯	12GHz帯	7.5GHz帯	7.5GHz帯		
電波の型式及び送信出力	,	D7W 0.3W	D7W 0.3W		D7W 1W	D7W 1W	G7W 1W	G7W 1W	G7W 0.3W	G7W 0.3W	G7W 1W	G7W 1W		3
変調方式		16値直交振幅 変調方式 (16QAM)	16値直交振幅 変調方式 (16QAM)		16値直交振幅 変調方式 (16QAM)	16値直交振幅 変調方式 (16QAM)	4相差動位相変調 (4PSK)	4相差動位相変調 (4PSK)	4相差動位相変調 (4PSK)	4相差動位相変調 (4PSK)	4相差動位相変調 (4PSK)	4相差動位相変調 (4PSK)		
主信号伝送容量		26Mbps	26Mbps		26Mbps	26Mbps	13Mbps	13Mbps	13Mbps	13Mbps	13Mbps	13Mbps		first says
入出力符号形式		PCM1.5M*4 + LAN	PCM1.5M*4 + LAN		PCM6.3M*2 + LAN	PCM6.3M*2 + LAN	PCM6.3M*1 + LAN	PCM6.3M*1 + LAN	LAN	LAN	LAN	LAN	100000	
受信方式(空中線)		単一	単一		車—	- 一	車—	ш-	単一	市一	単一	単一		
LAN入力出力ポート数		.1	1		1	1	1	1	1	1	1	1		
接続線の引込口		信号:架上 電源:架上	信号:架下 電源:架下		信号:架上 電源:架上	信号:架上 電源:架上	信号:架上 電源:架上	信号:架上 電源:架上	信号:架下 電源:架下	信号:架上 電源:架上	信号:架下 電源:架下	信号:架上 電源:架上		
所要電源		1 φ AC100V	1φ AC100V		1 φ AC200V	1 φ AC200V	1 φ AC200V	1 φ AC200V	1 φ AC200V	1 φ AC200V	1 φ AC200V	1 φ AC200V		
予備品	式	* 1	a1 /		=1	91 /	°1 *	#1 /	+1	*1 <	9.1	9.1	1-	
完成図書(冊子)	部	*1 /	9.1		-1	*.1 -	*1/ -	-1 /	01 /	9 1 e	*1 /	« 1		
完成図書(CD版)	部		1 "	01		6	1			- 6	1	-	1 "	1
納入期限			100			SEE CHOICE	0.	6和6年12月27日	and the same of th					

交整 仕 C-189 平成21年4月制定 平成25年3月制定 平成29年4月改定 令和5年3月改定

# マイクロ波多重無線装置買入仕様書

海上保安庁

# 1 概説

# 1.1 用途

本装置は、船舶通航信号所等に設置し、映像及び音声信号等を多重伝送する 6.5GHz 帯、7.5GHz 帯及び 12GHz 帯多重無線装置である。

# 1.2 仕様書等

本装置の設計・製造及び検査は、本仕様書によるほか、下記(1)項の関連仕様書によ るものとし、(2)項の公の規格等に準拠すること。

# (1) 関連仕様書

航路標識等機器共通仕様書(交整仕 G-7) 機器完成図書作成要領(交整仕 G-4) 搬送端局装置(交整仕 B-180、193、194) レーダー映像圧縮装置 (DQK シリーズ) レーダー映像伸張装置 (DQK シリーズ)

# (2) 公の規格等

日本工業規格 (JIS) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) 日本電機工業会規格 (JEM) 日本国内電波関係法令 TTC 標準及び ITU-T 勧告

# 2 品名

マイクロ波多重無線装置

# 3 構成

本調達品の構成は、次のとおりとする。

(1)	マイクロ波多重無線装置	1式。
	(1式内訳)	
	本体	1台
	付属品	1式
(2)	予備品	1式
(3)	完成図書	1式

# 4 定格

# 4.1 使用周波数

下記のうち、いずれかを別途指示する。

6,570MHz  $\sim$  6,870MHz  $7,425 MHz \sim 7,750 MHz$ 

12. 2GHz ∼ 12. 5GHz

# 4.2 電波の型式及び送信出力

下記のうち、いずれかを別途指示する。

6.5GHz、7.5GHz 帯	6Mbps	G7W	1W 又は 2W
6.5GHz、7.5GHz 帯	13Mbps	G7W	1W 又は 2W
6.5GHz、7.5GHz 帯	26Mbps	D7W	1W 又は 2W
6.5GHz、7.5GHz 帯	52Mbps	D7W	0.8W又は1.6W
6.5GHz、7.5GHz 帯	104Mbps	D7W	0.8W又は1.6W
12GHz 帯	6Mbps	G7W	0.3W
12GHz 帯	13Mbps	G7W	0.3W
12GHz 帯	26Mbps	D7W	0.3W
12GHz 帯	52Mbps	D7W	O. 3W
12GHz 帯	104Mbps	D7W	0.3W

## 4.3 変調方式

下記のうち、いずれかを別途指示する。

6Mbps 及び 13Mbps

4 相位相変調方式 (4PSK)

26Mbps

16 值直交振幅変調方式 (16QAM)

52Mbps 及び 104Mbps

128 値直交振幅変調方式 (128QAM)

# 4.4 主信号伝送容量

下記のうち、いずれかを別途指示する。

6Mbps (電話換算 96 通話路相当)

13Mbps (電話換算 192 通話路相当)

26Mbps (電話換算 384 通話路相当)

52Mbps (電話換算 768 通話路相当)

104Mbps (電話換算 1,536 通話路相当)

# 4.5 入出力符号形式

下記のうち、いずれか若しくは混成を別途指示する。 バイポーラ信号、信号速度: 6,312kbps 又は1,544kbps LAN 信号(10BASE-T /100BASE-TX)

# 4.6 復調方式

同期検波方式

# 4.7 受信方式

下記のうち、いずれかを別途指示する。

単一受信方式

スペースダイバーシティ (SD) 受信方式 (12GHz 帯は除く。)

## 4.8 補助信号打合せ回線数

1回線

# 4.9 補助信号監視制御回線数

1回線

# 4.10 実装方式

現用、予備実装方式

# 4.11 所要電源

下記のうち、いずれかを別途指示する。

1 φ AC100V 50/60Hz

1φAC200V 50/60Hz DC-24V (プラス接地)

# 5 各部の構成

5.1 マイクロ波多重無線装置

本装置は、送信部(1)・(2)、受信部(1)・(2)、空中線共用部、監視制御部、補助信号処理部、電源部(1)・(2)及び端子部からなり、変調方式又は受信方式ごとに第 1-1 図から第 1-3 図に示す系統図を標準とする。

5.2 付属品

第1表のとおり。

5.3 予備品

表示灯

第2表のとおり。

ヒューズ

第2表のとおり。

### 6 構造

- 6.1 本体は、懸垂式据置形とする。
- 6.2 外形寸法(扉、突起物は含まない)は次のとおりとし、外観は第2図を標準とする。

前幅 540mm 以下

奥行 300mm 以下

高さ 2,300mm 以下

公差は IIS による。

- 6.3 据え付けは、高さ 50mm のチャンネルベース上に付属ボルトで固定すること。
- 6.4 各部は、原則としてプラグイン構造とする。
- 6.5 各部品の配線は、原則としてプリント配線とする。
- 6.6 電源部及び送信部等の放熱は、自然空冷により行うこと。
- 6.7 外部から端子部への接続線引込口は、筐体上部又は下部に設けるものとし、端子部 には接続接栓又はラッピング端子を有すること。(詳細は別途指示する。)
- 6.8 PCM 信号の受け渡しは、以下を標準とする。 (詳細は別途指示する。)
  - (1) 1.5Mbps インターフェイス: ラッピング端子又はコネクタ
  - (2) 6.3Mbps インターフェイス:コネクタ
- 6.9 10BASE-T/100BASE-TX の信号受け渡し端子は、RJ-45 モジュールコネクタを使用すること。
- 6.10 装置前面又は装置内部前面には、次の操作器及び外部信号出力表示器等を設けること。

なお、操作器等に複数機能を持たせ、表示器にLCD等の表示装置を使用しても良い。 (操作器)

電源接断

計器切換

音量調整 (打合せ回線用)

警報ブザー接断

送信部現用選択

# 受信部現用選択

自動切換設定(送信部、受信部)

# (表示器)

電源接 (緑色) 装置異常 (赤色) 送信部異常(送信部(1)、送信部(2)) (赤色) 受信部異常(受信部(1)、受信部(2)) (赤色) 送信部運用中(送信部(1)、送信部(2)) (緑色) 受信部運用中(受信部(1)、受信部(2)) (緑色) PCM 入力信号異常 (橙又は赤色) 回線断 (橙又は赤色) (橙又は赤色) 試験中

### (計器)

入力電源電圧

各直流出力電圧

送信出力レベルモニター

受信入力レベルモニター

その他保守に必要な電圧

# (その他)

打合せ用スピーカー

打合世用送受器

外部の測定器よる動作点検に必要な端子類

測定器用接地端子

ブザー (内部でも可)

- 6.11 塗装色は、マンセル 2.5 Y8/2 半艶 (本体) 及びマンセル N1.5 (黒) 半艶 (チャンネルベース) とする。
- 6.12 銘板は、次の2種類とし、本仕様書によるほか JIS Z 8304 により製作すること。
  - (1) 主銘板 装置を明示する銘板で装置毎に付すること。
  - (2) 副銘板 機器の本体以外の構成品に付すること。
- 6.12.1 主銘板はエッチング銘板とし、材質、記載事項及び型式番号は以下による。
  - (1) 材質 黄銅板 (C2801P) 又はステンレス鋼板 (SUS304)
  - (2) 記載事項
    - マイクロ波多重無線装置 (型式 ABCD/E) 1 仕様書番号 交整仕 C-189 2 (3) 主要定格 電波型式〇〇 出力〇W 送信周波数○MHz 伝送容量○Mbps 受信周波数〇MHz 所要電源○V (4) 製造番号 〇〇〇〇 製造年月 令和〇年〇月(西暦表示) (5) (6) 製造者名 〇〇〇〇 ⑦刻印台座 ⑧ 海上保安庁

- 1. ①⑧は中心振り分け、他の文字より大きくする。
- 2. ⑦刻印台座は直径 13mm
- (3) 型式番号 (ABCD/E) 次の規則により付与する。

A:使用周波数带		6. 5GHz	6
		7. 5GHz	7
		12GHz	1
B:入出力伝送速	度	6Mbps	2
		13Mbps	4
		26Mbps	6
		52Mbps	7
		104Mbps	8
CD:入力端子 (	6.3Mbps)	PCM1.5M $\times$ 4	11
(	6.3Mbps)	PCM6. 3M×1	12
(	6.3Mbps)	LAN6. 3M	13
(	13Mbps)	LAN13M	14
(	26Mbps)	LAN26M	15
(	52Mbps)	LAN52M	16
(	104Mbps)	LAN104M	17
(	13Mbps)	PCM6. 3M×2	21
(	13Mbps)	PCM6.3M×1, LAN 混成	22
(	26Mbps)	PCM6.3M×1, LAN 混成	31
(	26Mbps)	PCM6.3M×2, LAN 混成	32
(	26Mbps)	PCM6.3M×3, LAN 混成	33
. (	26Mbps)	PCM1.5M×4, LAN 混成	34
(	52Mbps)	PCM6.3M×4, LAN 混成	41
(	52Mbps)	PCM6.3M×5, LAN 混成	42
(	52Mbps)	PCM6.3M×6, LAN 混成	43
(	52Mbps)	PCM6.3M×7, LAN 混成	44
(	52Mbps)	PCM6.3M×1, LAN 混成	45
(	52Mbps)	PCM6.3M×2, LAN 混成	46
(	52Mbps)	PCM6.3M×3, LAN 混成	47
(	104Mbps)	PCM6.3M×8, LAN 混成	51
(	104Mbps)	PCM6.3M×9, LAN 混成	52
(	104Mbps)	PCM6. 3M×10, LAN 混成	53
(	104Mbps)	PCM6.3M×11,LAN 混成	54
(	104Mbps)	PCM6. 3M×12, LAN 混成	55
(104Mbps)		51~55 以外	56

6.12.2 副銘板は、エッチング銘板又は印刷銘板とし、記載事項は次による。

# 記載事項

- ① マイクロ波多重無線装置(型式)
- ② 構成品名
- ③ 製造番号
- ④ 海上保安庁

①②④は中心振り分け、 他の文字より大きくす ること。

#### 7 必要条件

- 7.1 送受話器を設けること。
- 7.2 機械工作についての条件
- 7.2.1 部品の取付け及び半田付けは確実に行い、運搬等により脱落や緩み等が生じないこと。
- 7.2.2 防塵、防湿及び防錆に留意し、必要な個所には防塵ケース又は防錆処理を施すこと。
- 7.3 機能的条件
- 7.3.1 現用の選択は、自動、手動及び遠隔制御のいずれの方法でも行えること。 また、待機中の送信機は、運用中の送信機に影響を及ぼすこと無く独立に試験ができること。
- 7.3.2 送信部(1)・(2)及び受信部(1)・(2)の動作は下記による。 送信部:ベースバンド入力並列接続、マイクロ波出力切換 受信部:マイクロ波入力並列接続、ベースバンド出力切換 (4PSK の SD 受信方式は除く。)
- 7.3.3 自動切換及び切り離しの条件は、次のとおりとする。

(送信部)

- (1) 送信出力低下の場合
- (2) 送信部異常の場合

(受信部)

受信部異常の場合

7.3.4 以下の動作状態のとき、警報を発するとともに外部出力信号を送出すること。

装置異常 (外部出力信号のみでも可)

送信部異常(送信部(1)、送信部(2))

受信部異常(受信部(1)、受信部(2))

PCM 入力断(外部出力信号のみでも可)

電源部異常(電源部(1)、電源部(2))

試験中(外部出力信号のみ)

- 7.3.5 受信部(1)及び(2)の双方が、符号誤り率 (BER) 10<sup>-4</sup>以上に劣化した場合又はルート 識別結果不良となった場合は、回線断として外部出力信号を送出すること。
- 7.3.6 伝送路又は装置等の異常により受信信号が断となった場合は、当該系列の PCM 出力 に全て"1"の信号 (AIS 信号) を送出すること。
- 7.3.7 受信入力レベルを外部装置で記録する事ができるレコーダ端子を、受信部毎に設けること。
- 7.3.8 AMI 符号形式又は B8ZS 符号形式のどちらにおいても送受信が可能であること。
- 7.3.9 空中線共用部は、4. 定格の 4.7 項でスペースダイバーシティ受信(SD) 方式とした 場合は、当該方式に対応すること。

また、回線等価用固定減衰器の実装が可能であること。

- 7.3.10 次の状態を外部出力信号で送出できること。
  - (1) 送信部運用中(送信部(1)、送信部(2))
  - (2) 受信部運用中(受信部(1)、受信部(2))
- 7.3.11 次の制御項目が外部入力信号により実施できること。

- (1) 送信部(1)、送信部(2)の切換
- (2) 受信部(1)、受信部(2)の切換
- 7.3.12 上記の監視制御がSNMPにより行い得ること。ただし、7.3.4項の装置異常は除く。※必要の有無は納入内訳書で別途指示
- 7.3.13 他の測定器等により次の測定が可能であること。

なお、これらの測定は運用状態(待機側で)で測定が可能であること。

- (1) 送信出力
- (2) 送信周波数
- (3) 送信スプリアス
- (4) 雑音指数
- (5) PCM信号の入力波形
- (6) クロック周波数
- (7) 打ち合わせ回線レベル
- 7.4 電気的条件等
- 7.4.1 本装置は、周囲温度 0℃~40℃、相対湿度 40%~90%の範囲において本仕様書を満足すること。
- 7.4.2 送信部
  - (1) 送信出力

6.5GHz 及び 7.5GHz 帯

30/33dBm±1.4dB (26Mbps以下)

29/32dBm±1.4dB (52Mbps 以上)

 $24.8 dBm \pm 1.4 dB$ 

12GHz 帯

(2) 送信出力インピーダンス

6.5GHz 及び 7.5GHz 帯

12GHz 帯

(3) 送信周波数安定度

導波管(WRJ-7)に整合すること。

導波管(WRJ-10 又は WRJ-120) に整合すること。

規定周波数の±0.001%以内

(4) 送信スプリアス 送信機出力端において

帯域外領域:100μW以下 スプリアス領域:50μW以下

第3図のとおり。

- (5) 送信電力スペクトラム
- (6) 占有周波数帯幅の許容値

伝送容量 6Mbps

伝送容量 13~52Mbps

伝送容量 104Mbps

5. OMHz

9.5MHz

19.0MHz

- 7.4.3 受信部
  - (1) 受信入力インピーダンス
    - 6.5GHz 及び 7.5GHz 帯

12GHz 帯

(2) 等価雑音帯域幅

伝送容量 6Mbps

伝送容量 13~52Mbps

伝送容量 104Mbps

導波管(WRJ-7)に整合すること。 導波管(WRJ-10 又は WRJ-120)に整合すること。

5. 0MHz 以下

9.5MHz 以下

19.0MHz 以下

1-1	All who the Mil
(3)	雑音指数
1 3 1	411 - 40 40

6. 5GHz 及び 7. 5GHz 帯 12GHz 帯 4dB以下 5dB以下

(4) 受信局発周波数安定度

規定周波数の±0.001%以内

#### 7.4.4 打合せ信号

(1) 伝送方式

主信号重畳方式又は周波数変調方式

(2) 打合せ信号伝送周波数

0. 3kHz∼3. 4kHz

(3) 打合せ信号伝送周波数特性

第4図のとおりとする。

(4) 打合せ信号入出力レベル

-4dBm

(5) 打合せ信号出力レベル偏差

±2dB 以内

(6) 打合せ信号入出力インピーダンス

600Ω平衡

(7) 打合せ回線 S/N

35dB以上 (評価値)

#### 7.4.5 監視制御信号

(1) 伝送方式

主信号重畳方式

(2) 監視制御信号伝送周波数

0.  $3kHz\sim3.4kHz$ 

(3) 監視制御信号伝送周波数特性

0.3kHz~3.4kHz にて偏差 2dB 以内

(4) 監視制御信号入出力レベル

-20dBm

(5) 監視制御信号出力レベル偏差

±1dB以内

(6) 監視制御信号入出力インピーダンス

600 Ω 平衡

#### 7.4.6 PCM 信号入出力 (1.5Mbps)

(1) インターフェイス規格

TTC JT-G703 準拠

(2) 入出力インピーダンス

110Ω不平衡

(3) PCM 入力信号

2.  $4V_{0-P} \sim 3.53V_{0-P}$ 

(4) PCM 出力信号レベル

3.  $15V_{0-P}\pm 0.38V$ 

(5) 信号速度

1,544kbps $\pm 50$ ppm

(6) 信号形式

AMI 符号又は B8ZS 符号 (50%パルス幅)

(7) 出力ジッタ、入力耐ジッタ

ITU-T 勧告 G743 に準拠

(8) 未使用時には、LAN インターフェイスによる帯域に割当が可能であること。

#### 7.4.7 PCM 信号入出力 (6.3Mbps)

(1) インターフェイス規格

TTC JT-G703

(2) 入出力インピーダンス

75Ω不平衡

(3) PCM 入力信号

1.  $5V_{0-P} \sim 2.24V_{0-P}$ 

(4) PCM 出力信号レベル

 $2.0V_{0-P}\pm 0.24V$ 

(5) 信号速度

6,312kbps $\pm 30$ ppm

(6) 信号形式

0, 312kbps = 30ppiii

(a) 111-12° b 3 1-712° b

AMI 符号又は B8ZS 符号 (50%パルス幅)

(7) 出力ジッタ、入力耐ジッタ

ITU-T 勧告 G743 及び G752 に準拠

(8) 未使用時には、LAN インターフェイスによる帯域に割当が可能であること。

#### 7.4.8 LAN (IEEE802.3)

(1) インターフェイス規格

10BASE-T/100BASE-TX

(2) 通信速度

10/100Mbps

(3) 伝送容量

6.3~100 (Mbps)

(4) 入出力端子

RJ-45 コネクタ

(5) ポート数

1または2 ※納入内訳書で別途指示

#### 7.4.9 総合特性

符号誤り率 (BER) 特性は、擬似ランダムパターンを付加した場合に、以下を満た すこと。

#### (6.5/7.5GHz 帯)

伝送容量	BER=1×10 <sup>-4</sup> 時の受信入力
6Mbps	-87. 2dBm 以下
13Mbps	-84. 2dBm 以下
26Mbps	-78.6dBm 以下
52Mbps	-72.0dBm 以下
104Mbps	-69.0dBm 以下

#### (12GHz 帯)

伝送容量	BER=1×10 <sup>-4</sup> 時の受信入力
6Mbps	-86.4dBm 以下
13Mbps	-83. 2dBm 以下
26Mbps	-77.6dBm 以下
52Mbps	-71. 2dBm 以下
104Mbps	-68. 2dBm 以下

#### 7.4.10 空中線共用部

#### (6.5/7.5GHz 帯)

(1) 送信側挿入損

13Mbps 以下

4.5dB以下

26Mbps 以上

5.0dB以下

(2) 受信側挿入損

13Mbps 以下

5.5dB 以下(SD 受信の場合は 2.0dB 以下)

26Mbps 以上

6.5dB以下(SD 受信の場合も同じ。)

(3) 送信側 VSWR

1.2以下 (50Ω終端)

(4) 受信側 VSWR

1.2以下 (50Ω終端)

#### (12GHz 帯)

(5) 送信側挿入損

13Mbps 以下

5.0dB以下

26Mbps 以上

7.0dB以下

(6) 受信側挿入損

13Mbps 以下

6.5dB以下

26Mbps 以上

8.5dB以下

(7) 送信側 VSWR

1.2以下 (50Ω終端)

(8) 受信側 VSWR

1.2以下(50Ω終端)

- 7.4.11 送受信部の切換えに要する時間は、150ms 以下であること。
- 7.4.12 送信出力低下及びエラーレート劣化の検出は、次のとおりとする。

(1) 送信出力低下

3~6dB

(2) エラーレート劣化 BER10<sup>-4</sup>以上となった場合

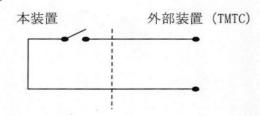
- 7.4.13 外部入出力インターフェイス条件
  - (1) 監視出力信号 (TMTC へ)

無電圧連続接点出力とする。

開:信号無効(抵抗値1MΩ以上)

閉:信号有効 (接点容量 0.2A、24V)

出力形態



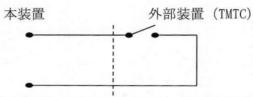
#### (2) 制御入力信号

無電圧パルス接点入力(最短 400m 秒のパルス)とする。

開:信号無効(抵抗値1MΩ以上)

閉:信号有効 (接点容量 0.2A、24V)

出力形態



- 7.4.14 電源電圧の変動±10%において、本仕様書を満足すること。
- 7.4.15 本体の絶縁抵抗及び耐圧は、次のとおりであること。
  - (1) 絶縁抵抗 (500V メガーで測定) 交流電源回路~接地間 10MΩ以上
  - (2) 耐圧 (1分間)

DC 電源入力の場合

DC-500V

AC 電源入力の場合 AC1000V

#### 7.5 消費電力

各入出力伝送速度における消費電力は、表の値のとおりとする。

所要電源	6/13/26 Mbps	52 Mbps	104 Mbps
$1 \phi$ AC100V $50/60$ Hz	1000VA 以下	1000VA 以下	1500VA 以下
1 φ AC200V 50/60Hz	1000VA 以下	1000VA 以下	1500VA 以下
DC-24V (プラス接地)	500W 以下	600W 以下	700W 以下

#### 8 検査及び検定

#### 8.1 検査

#### 8.1.1 検査の種類

検査は、本装置の主要性能について、以下の各項目について完成検査を行う。

- (1) 外観、構造、組立、寸法及び布線
- (2) 電気的特性

7.4項の電気的条件に記載した事項

- (3) 消費電力
- (4) 総合動作試験
- (5) 付属品、予備品及び員数等
- (6) 検査方法に疑義がある場合は、当庁職員と協議のうえ解決すること。

#### 8.1.2 検査手続き

契約者は、検査を受けようとする場合、検査工程表及び検査項目を当庁職員に提出し、承諾を受けること。

#### 8.1.3 検査の場所

検査の場所は、契約者が準備した国内の施設のうち、当庁職員が指定した場所と する。

#### 8.1.4 検査の打切り

検査中に仕様を満足しない事が判明した場合は、当該単体検査を打ち切ったうえ で不合格とする。

#### 8.1.5 再検査

契約者は、不合格となった物品について再検査を受けようとする場合、不合格となったデータの発生原因、処置内容及び処置結果等を書面にて検査職員へ報告し、承諾を受けた後再検査申請書を提出すること。

#### 8.1.6 検査の設備等

- (1) 検査に必要な設備、測定器類及び人員等は、全て契約者の負担とすること。
- (2) 主電源、各種信号源及びその他試験用動力源は、装置仕様が求める性能を証明する ために適するもので、使用中に他の影響を受けることのない安定したものを用い ること。
- (3) 測定器類は、1年以内に校正されたものを用いること。
- (4) 測定器は、試験機能及び試験範囲が明確であり、かつ試験結果が適切な表示により 確認できるものを用いること。
- (5) 検査に使用するケーブル類は、規格が明確なものであり、コネクタ又はクリップ等により端末処理されたものを用いること。
- (6) 測定回路を構成する機器等の測定系は、外来雑音等の影響を受けないものを用いること。
- (7) 検査が安全に行える設備であること。

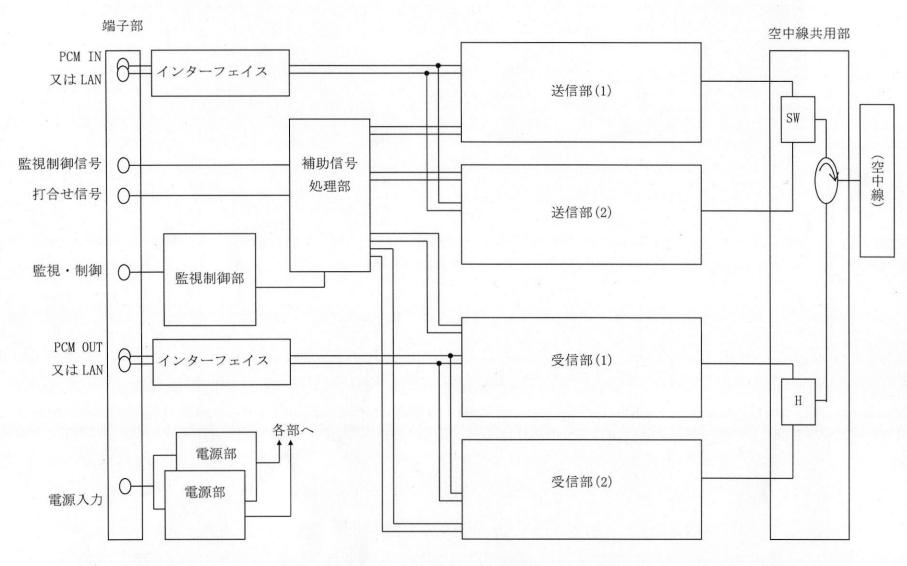
第1表 付属品表

品 名	数量	規 格 等	備考
試験用接続器	1式	機器各部に適合する延長シート類	必要な場合
試験用コード類	1式	機器に適合するもの	
ユニット引抜工具	1式	II .	必要な場合
折返試験器	1式	II .	
機器据付金具	4個	ıı ıı	

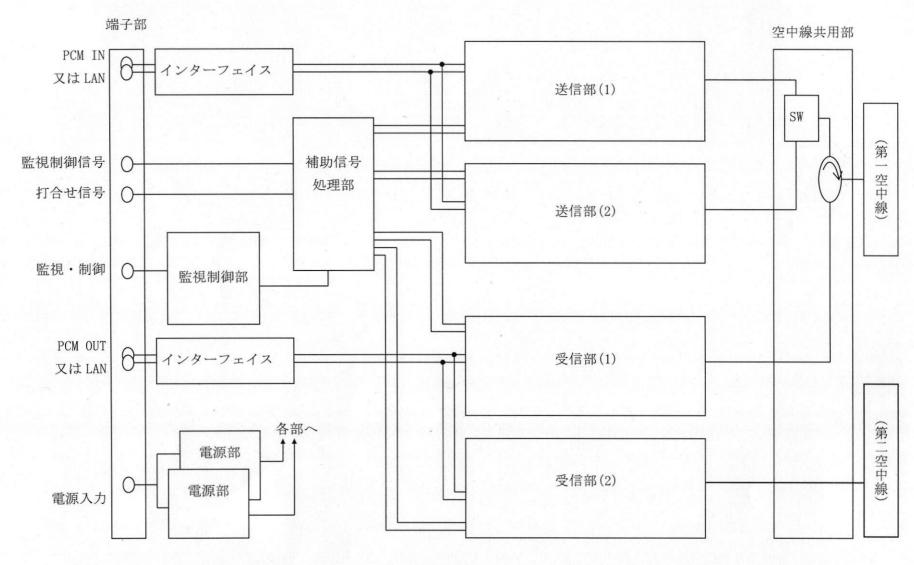
第2表 予備品表

			予備品数量	(単位:個)	
品	目	現用数が 1	現用数が 4	現用数が 6	現用数が
		~3	~5	~10	11以上
ヒューズ		5	10	15	20
	白熱電球	2	3	4	5
表示灯	白熱電球以外			ı	

- 注:1) 表に示す数量は、同一の規格の場合であって、異なる時は各種とする。
  - 2) プリント板等に直接装着されている発光ダイオードは除く。
  - 3) 承諾を得たものについては、この限りではない。

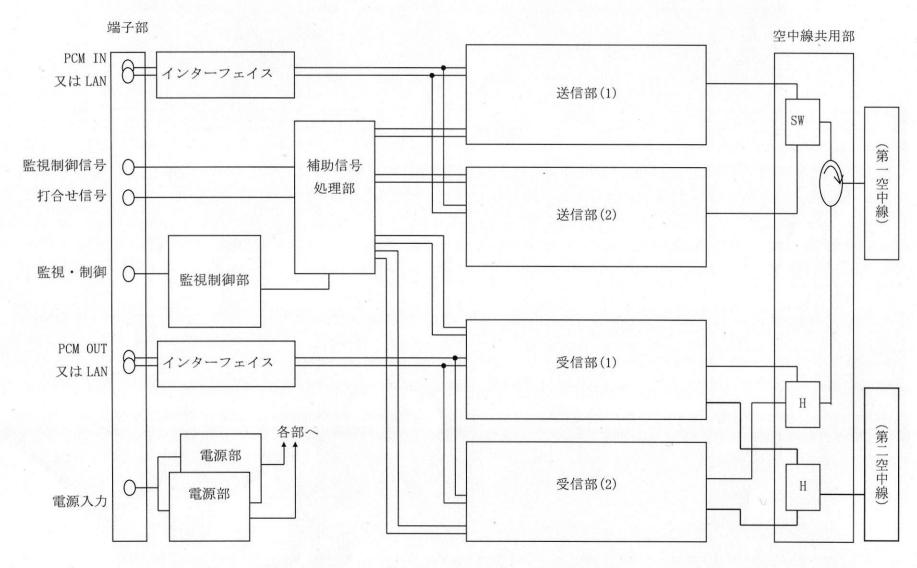


第 1-1 図 系統図 (6.5, 7.5, 12GHz 帯単一受信方式)



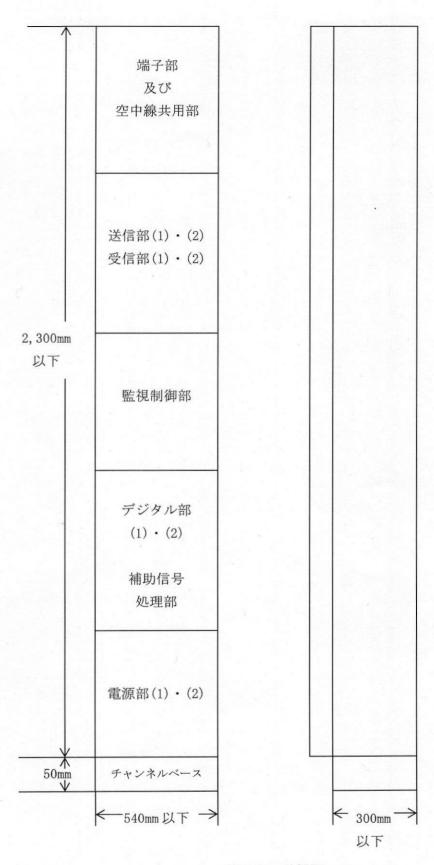
第 1-2 図 系統図 (6.5, 7.5 GHz 帯 SD 受信方式)

※伝送帯域 13Mbps 以下に限る。



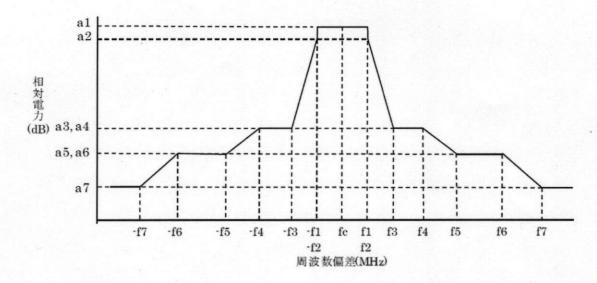
第 1-3 系統図 (6.5, 7.5GHz 帯 SD 受信方式) ※作

※伝送帯域 26Mbps 以上の場合



第2図 外観図

送信電力スペクトラムマスク



6.5/7.5GHz 帯

マスク				周波	皮数偏差	差(MH	z) • ;	减衰量	(dB)	;	※注			
基準点 伝送容 量	f1 MHz	al dB	f2 MHz	a2 dB	f3 MHz	a3 dB	f4 MHz	a4 dB	f5 MHz	a5 dB	f6 MHz	a6 dB	f7 MHz	a7 dB
6Mbps	2. 5	0	2.5	-6	3. 7	-27	5. 1	-27	8.5	-45	12. 5	-45	20	-65
13 ~ 52Mbps	5	0	5	-6	7. 5	-33	12. 3	-33	20. 5	-48	25	-48	40	-50
104Mbps	10	0	10	-6	15	-33	24. 6	-33	41	-48	50	-48	60	-65

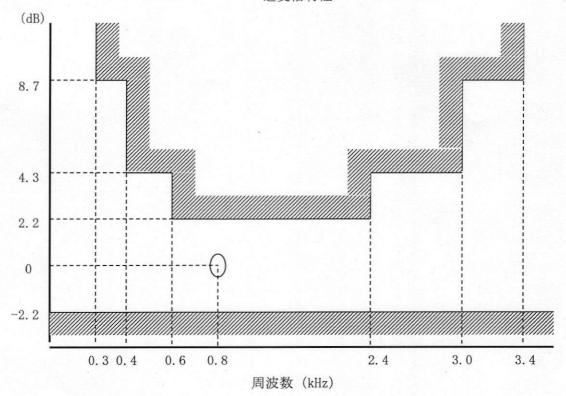
12GHz 帯

マスク基準点				周波	皮数偏差	差(MH	z) • ;	減衰量	(dB)	;	※注			
伝送容量	f1 MHz	al dB	f2 MHz	a2 dB	f3 MHz	a3 dB	f4 MHz	a4 dB	f5 MHz	a5 dB	f6 MHz	a6 dB	f7 MHz	a7 dB
6Mbps	2. 5	0	2. 5	-6	3.7	-27	5. 1	-27	8. 5	-45	12. 5	-45	20	-50
13 ~ 52Mbps	5	0	5	-6	7. 5	-33	12. 3	-33	20. 5	-48	25	-48	60	-50
104Mbps	10	0	10	-6	15	-33	24. 6	-33	41	-48	50	-48	60	-50

※注:減衰量は、送信ろ波器特性を含めることも可とする。

第3図 送信スペクトラム

### 送受信特性



第4図 伝送周波数特性

## 仕様確認申請書

年 月 日

課長 経由 海上保安庁 部 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 殿

(競争参加者の)

住 所

商号又は名称

代表者名

貴庁が公示した入札公告「マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入」について、 カタログ等物品の仕様確認に必要な資料を添えて申請します。

> ※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。 (連絡先は2以上記載すること) 本件責任者(会社名・部署名・氏名): 担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

	品目	規格等	数量	※合否 の判定	備	考
1				合・否		
2				合・否		
3				合・否		
4				合・否		
5				合・否		
6				合・否		
7				合・否		
8				合・否		
9				合・否		
10				合・否		
11				合・否		
12				合・否		
13				合・否		
14				合・否		
15				合・否		

※欄は、海上保安庁で使用するので記入しないで下さい。

*	<b></b>	<b>終</b> 判	定	
	合	•	否	

令 和 6 年 度 特機契第1116号

# 物品壳買契約書

## 物品壳買契約書

- 1. 契約件名 マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入
- 2. 契約金額金円うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金円

#### 内 訳

品 名	規格	単位 数量	単 価	合 価	摘 要	
別紙内訳書のとおり						

- 3. 納入期限 令和6年12月27日
- 4. 納入場所 仕様書のとおり
- 5. 契約保証金 免除

上記物品の売買について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 髙杉 典弘 は、受注者 と、次の条件により売買契約を締結する。

#### (総 則)

第1条 受注者は、仕様書、図面又は備付見本(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の契約物品(以下「物品」という。)を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、これに対し、受注者に代金を支払うものとする。

#### (仕様書等の解釈)

第2条 物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて発注者の解釈によるものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- (1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- (2) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

#### (設備等の調査)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣し、受注者の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。 この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

#### (代理人等の変更)

第5条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、その事由を明示してその 変更を求めることができる。

#### (物価変動等による契約金額の変更)

第6条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、契約金額を変更することができるものとする。

#### (納入期限の変更等)

- 第7条 発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。
- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

#### (納入の通知及び検査)

- 第8条 受注者は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所(以下「隔地」という。)である場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。
- 第9条 発注者は、前条第1項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。
- 2 受注者は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、 発注者があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を発注者に請求するものと し、発注者は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。
- 3 発注者は、前項の検査をした物品については、第1項の検査の一部を省略することがあるものとする。
- 4 発注者は、第1項及び第2項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員(以下「検査職員」という。)により、納入の通知又は検査の 請求を受理した日(これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日)から10日以内(以下「検査期間」という。) に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検 査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
- 5 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。
- 6 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受 注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。
- 7 受注者は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の 証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措 置をするものとし、又この提出した証明を認確することによって第1項の検査に代えるものとする。

8 物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、受注者の負担とする。

#### (引渡物品の引渡)

- 第9条の2 発注者より受注者へ引渡す物品は、受注者からの納入物品受領後、評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、受注者は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。
- 2 前項の交換が終了した後において、発注者の引渡物品に本契約の内容に適合しないもの(契約不適合)を発見しても、受注者は、異論を申し立てないものとする。

#### (所有権の移転)

- 第10条 物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、発注者が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移る ものとする。
- 2 隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第7項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したと きから、合格物品についてのみ受注者から発注者に移るものとする。
- 3 物品の性質上必要な容器、包装等は、発注者の所得とする。

#### (値引受領)

第11条 発注者は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうえに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これ を受領することがあるものとする。

#### (代品納入)

- 第12条 受注者は、第9条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。
- 2 この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

#### (不合格品等の措置)

第13条 受注者は、発注者から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

2 発注者は、前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、受注者の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

#### (代金の支払)

- 第14条 発注者は、受注者が履行完了後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。
- 2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

#### (遅延利息)

- 第15条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。
- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

#### (納入期限の延伸)

- 第16条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可納期日を明示して、発注者に納入期限 の延伸の承認を求めなければならない。
- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰するこ

とのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

#### (遅滞金)

- 第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。
- 2 前項の遅滞日数の計算については、発注者が第8条第1項の納入の通知又は第9条第2項の検査の請求を受理した日(これらの日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときはその日)の翌日から検査終了の日(不合格品については、不合格通知の日)までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

#### (危険負担)

第18条 物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の放意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

#### (契約不適合責任)

- 第19条 受注者は、物品の所有権移転後1年(物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日まで間)以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが発見されたときは、発注者(船舶の配属先の管区本部長を含む。)の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理(物品の引取り、引渡期間を含め30日以内に修理完了するものに限る。)をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。
- 2 前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた 後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。
- 3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を 発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

#### (契約の解除)

- 第20条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 受注者から解約の申出があったとき。
  - (2) 受注者が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなとき。
  - (3) 物品が不合格となったとき。(納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。)
  - (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者の行う調査若しく は検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
  - (5) 受注者が第3条の規定に違反したとき。
  - (6) 前各号のほか受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
  - (7) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第1号から第6号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければ ならない。ただし、第1号から第3号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
- 3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、 この契約を解除することができる。
  - (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の 代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策 法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、 若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと 認められるとき

- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号から第3号までの場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
- 第21条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が 生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

#### (相殺等)

- 第22条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。
- 2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において収得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注 者の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収 得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

#### (談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第23条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令)

という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、 年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第24条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3

発注者

氏 名 支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 髙杉 典弘

住 所

受注者

氏 名

## マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入

総合評価基準

令和6年3月

海上保安庁

#### 1. はじめに

本資料は、海上保安庁が調達する「マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入」に対する機能・性能、技術能力及びアフターサービスに対する総合評価についての基準を示すものである。

#### 2. 要求要件について

(1) 必須の要求要件

調達物品の必須の要求要件については、当庁が作成した「仕様書」に基づき、最低限の要求要件を満たしているか否かについて評価を行うためのものであり、この要求要件を満たさないものは不合格とする。

#### (2) 必須以外の要求要件

必須以外の要求要件については、当庁が必要度、重要度に照らし合わせ 設定したもので、この要求要件による合否の判定は行わない。

#### 3. 得点の付与方式

(1) 基礎点(70点)

必須の要求要件において、明示された最低限の要求要件を満たしている 場に基礎点を付与する。

(2) 付与点(32点)

必須以外の要求要件については、「評価項目配点表」に示された加点基準によって点数を付加する。

#### 4. 性能等評価点の集計方法

102点を満点とし、基礎点70点に「評価項目配点表」に基づいて付加された点数を合計し、性能等評価点とする。

#### 5. 算出方法

総合評価点=基礎点×(1-入札価格÷予定価格)+付加点

#### 「マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入」標準評価項目

#### 1 評価方法

#### (1) 基礎点

調達物品の必須の要求要件については、当庁が作成した「仕様書」に基づき、最低限の要求要件を満たしているか否かについて評価を行うためのものであり、この要求要件を満たさないものは不合格とする。

#### (2) 付加点

必須以外の要求要件については、当庁が必要度、重要度に照らし合わせて設定したものである。

#### 2 評価項目配点表

中亚口	4. 15 日	評価要素	必須	4	. E	備考
中項目	小項目	項目	項目	付与		C., EHA
基礎点	必須項目	仕様書を満足しているか。			70.0	
付 与 点 (加点措置)		付加点内訳に示された加点基準に よって点数を付加		30.0	32. 0	
合 計					102. 0	
【付加点内訳】						
3	①電源容量	別紙による。			2. 0	
	②外形寸法 (質量)	評価は行わない。			-	
	③操作性	評価は行わない。			-	
4 44 44 44	④設計性能	別紙による。			4. 0	
1. 機能・性能 配点6.0	⑦接続性	評価は行わない。			-	
配点6.0	8設計信頼性	評価は行わない。			-	
	⑨環境条件	評価は行わない。			-	1
	⑩構成・機能	評価は行わない。			-	
	中計				6.0	
	①設計製造体制	別紙による。			3. 0	
2. 技術能力等	②品質管理体制	別紙による。			3. 0	
配点7.0	③納入実績	別紙による。			1.0	
	中計				7.0	
	①保守部品の供給体制	別紙による。			2. 0	
3. アフター	②保守体制	別紙による。			4.0	
サービス	③教育訓練体制	別紙による。			1.0	
配点9.0	③保証条件等	別紙による。			2. 0	
	中計				9.0	
4. ワーク・ライ ・バランス推進等	関係通達に基づく取組	別紙による。			5. 0	
配点5.0点	中計				5. 0	
. 公的個人認証及 び電子入札の推進	関係通達に基づく取組	別紙による。			3. 0	
配点3.0	中計				3.0	7
6. 賃上げの実施 表明した企業等に	関係通達に基づく取組	別紙による。			2.0	
対する加点 配点2.0	中計			13.4	2.0	
付与点合計					32. 0	

#### 「マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入」評価項目配点表

中項目	小項目	分類	評価要素		必要な提出書類	
			項目	配点		
1. 基礎点	必要条件		仕様書を満足している	70		
33 MC/III		中	#	70		
			DC電源仕様の場合に200W以下及びAC電源仕様の場合は250VA	1		
	<ul><li>①電源容量</li></ul>	最大消費電力	以下である。 DC電源仕様の場合に150W以下及びAC電源仕様の場合は200VA 以下である。	2	設計書	
1 m 2		400	満 点	2		
			小 計	2		
		障害箇所等の交換修理	予備系各部の一部において、多重無線回線の運用を停止せ	1	3 図面、設計書	
2. 機能・性能			<u>ずに交換できる。</u>   予備系各部の全ての部において、多重無線回線の運用を停止せずに交換できる。	3		
	②設計性能		満 点	3		
		Al der ( ) by man	LANインターフェイスの人出力ボート数を2口以上備えてい	1	図面、設計書	
		外部インターフェース	る。	1		
			小計	4		
		中	Bt .	6		
			納入する装置の工程管理体制に対し、IS09001の認証を受けている。	2	証明書写し	
	①設計・製造体制	設計・製造体制	有資格者(国家資格:第二級陸上無線技術士以上)を有す る体制である。	1		
140			満 点	3		
			小 計	<u>3</u>	di .	
			検査要領、工程及び検査項目が明確である。	1	要領書、工程表、検査項目一覧、体制表	
			(測定項目別に整理された検査要領書及び検査表があ	1		
3		品質管理及び検査体制	検査実施場所及びその設備は自主設備である。	1		
3. 1X M RE 77 4	②品質管理体制		有資格者 (国家資格:第一級陸上無線技術士) を有する体制である。	1		
9			満点	3		
-			<u>小</u> 計	3		
	③納入実績	国内における納入実績	国内の官庁等に納入実績がある	1	証明書写し、納入先、数数	
		- 27,88	満点	1		
			小 計	1 7		
		<u>+</u>	<u></u>	7		
			保守物品の保有期間が12年以上	2	証明書写し	
			保守部品の保有期間が10年以上	1		
		E	潰 点	2		
			<u>小</u> <u>計</u>	2		
			メーカー技術者と連絡が取れるまでに要する時間が 1 時間 以内	2	体制表、主要な責任	
	②保守体制	営業時間内(平日昼間)において技術者に連絡を取るのに要する時間	メーカー技術者と連絡が取れるまでに要する時間が 2 時間 以内	1	,者、保守を代理店が行う場合は、代理店証明	
			潰 点	2		
		営業時間外(休日、夜間等) において技術者に連絡を取るのに要する時間	メーカー技術者と連絡が取れるまでに要する時間が 2 時間 以内	2	体制表、主要な責任 者、保守を代理店が行う 場合は、代理店証明	
4. アフター せービス			メーカー技術者と連絡が取れるまでに要する時間が3時間 以内	1		
			満 点	2		
		C	小計	4		
		教育訓練体制	外部に対する研修が可能な職員を育成する社内体制があ	1	体制表、主要な責任者	
	③教育訓練体制		る。 満点	1		
			小計	1		
	4保証条件等	無償保証修理期間 (人的瑕疵、地震、雷、火災及びその他天災地変を除く。)	履行完了後無償保証修理期間が3年以上	2		
				1	証明書写し	
			後11元1 及無個体血形之外間が2十六上 満点	2		
			小計	2		

#### 「マイクロ波多重無線装置10式ほか3点買入」評価項目配点表

	合 計			102. 0	Α
	<u>中</u> 肚			2	
	小肚			2	
			満点	2	· 法人税申告書別表
7. 賃上げの実 施を表明した企 業等に対する加 点	賃上げの実施を 表明した企業等		令和6年4月以降に開始する東初の事業年度または守和6年(曆年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】※1、2		(大企業) ・従業員への賃金引上に 計画の表明書 (中小企業) ・従業員への賃金引上に 計画の表明書
	中 計			<u>3</u>	
			小 計	3	
	情報システムに係る 調達等における認定 事業者		満 点	3	
及び電子入札推進			認定事業者及び公的個人認証サービスを用いた電子人札事 業者の両方に該当する。	3	BD 化 育及 U 中 五 育 守
		官民データ活用推進基本法及び公 的個人認証法に定める証明証の利 用状況	公的個人認証サービスを用いた電子入札事業者に該当する。	2	認定書及び申立書等
		公的個人認証法又は同法施工規則 に基づく認定	認定事業者に該当する。	1	
	中 計 ※複数の場合は最も高い点を採用			<u>5</u>	
-	小 肚			4	
		THE THE PERSON OF STREET	满 点	4	
		若者雇用推進法に基づく認定	若者雇用促進法に基づく認定を受けている。	4	認定等確認通知書
			小 肚	4	
			満 点	4	
İ		次世代法に基づく認定 (くるみん・プラチナくるみん認 定)	次世代法に基づく「くるみん (旧基準) 」認定を受けている。	2	
バランス	取組		次世代法に基づく「くるみん(新基準)」認定を受けている。	3	
	認定関係法に基づく		次世代法に基づく「プラチナくるみん」認定を受けている。	4	
				5	
		女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	女性活躍推進法に基づく1段目の認定を受けている。	2 5	
			女性活躍推進法に基づく2段目の認定を受けている。	3	
			女性活躍推進法に基づく3段目の認定を受けている。	4	
	7.26	77 48	女性活躍推進法に基づくプラチナの認定を受けている。	5	必要な提出書類
1.28.11			項目	配点	
項目	小項目	分類	A 11		

※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やか に契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。 具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙2)の「「10主要科目」のうち 「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこ ととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日(別紙1の1に記載の事業年度の末日)の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出

とどする。事業中後半近(い食上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙3)の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「②俸給、給与、實与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※3及び4)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。 ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告者の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等へ提出期限を同条の規定により延長された

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

※3 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙2の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙3の「支払金額」とする。 ※4 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書で代えることができる。

この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙4のとおりである。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度 の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場 合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度) (又は○年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は 対前年) 増加率○%以上とすることを

表明いたします。 - 状況に応じいずれかを選択\* 従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日 株式会社〇〇〇〇 (住所を記載) 代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法 によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社〇〇〇〇

従業員代表

氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者

氏名 〇〇 〇〇 印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外の ところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

#### (留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況 説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してく ださい。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告者の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等へ提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。

- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
- 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度) (又は〇年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とすることを

令和 年 月 日 株式会社○○○○ (住所を記載) 代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法 によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社〇〇〇〇

 従業員代表
 氏名
 〇〇
 〇〇
 印

 給与又は経理担当者
 氏名
 〇〇
 〇〇
 印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外の ところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。 【中小企業等用】

#### (留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況 説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してく ださい。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告者の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等へ提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。

- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合 若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確 認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価 落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとし ます。
  - 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

OCR入力田	
(この用紙は機械で読み取	
いります。折ったり汚した	
(りしないでください。)	
千円単位 で記載してください。	▶ 「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の♠
	金額」の各欄は、

## 法人事業概況説明書

FB1 別紕2

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書 お、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用	等に一部添付して提出してください 紙に別途記載の上、添付願います。	整理番号
法屋号()	事 業 自 平成	年 月 日 税 務 署
A	年 度 至 平成	年 月 日 処 理 欄
名 電話( ) -	日江小 4	ホームページアドレス)
去人 春号	有 無 無	
( )業 (1) 関 支 店 ・	店 舗 数	(2)   国 国 内 子 会 社 の 数
1	店舗数	子 海子会社の数 うち出資制合が 50%以上の海外子会社の数
子会社の状況   内所在地国2   大の状況   内所在地国2   大の状況   大の状況	贝兹	会 子会社名称 出資 第6%
業	従業員数	社外子会社名称 出資 常合物
<b>3</b> (1) 回輸入	輸出 無 取引金額	( <b>百万円</b> ) (2) 有
客 取 引	主な商品	出海 入外 無
内 容 容 容 数 取 引 種 類 類 別 引 種 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類	主な商品	以取外引した。
(1) 常勤役員 (1) 有(2)	Windows Mac Linu	x (1)区分 氏 名 代表者との関係
	() その他(	鬼管理鬼金 □線□灯
# 従 (3) P. C. の	財務 給与 在庫·販 生,	経者通帳
利 (4) 会計ソフト	の利用等   有   無	(2) 試算表の 作成状況 毎 月 おおむね 法算時の
事 状 用 (5) 会計ソフト名		(3) 源泉徽収
次		の 対象所得 配 当 非居住者 退 耶
等位におのうち代表者家族数 (7) データの保存先	The state of the s	( <b>状</b> (4) 当期課稅売上高 (
	有:「有:「有・」無	消经 同核块(5) 四种 五种 同大 同大
状 (2)賃金の AB B歩 AB 形 (2) 販売チャネル	回自社HP 回他社HP	
(3) 社宅·寮 右 無 7 株主又は株式面		9 役員又は役員報酬額の異動の有無 有
※各科目の単位:千円	特別	損失
ト記のうな事業高ト(収入)喜	税引前当	
元 上 (収入)原価	資産の	部合計
- 期首棚制高	現 金	預 金
売 原材料費(仕入高)	資 受 取	
科上 注2 勞 務 費		掛金
目 原 ※福利厚生費等を除いてください 価 外 注 費	産 ※貸倒引当金担 棚卸資産(未	完成工事支出金)
の期末棚卸高		付金
77 / 101 101 101	1011 🖽	
う減価償却費	建	物
(大)	を ・ 対 ・ 対 ・ 対機 ・ 械	物 物 物 整
単  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・	支生   ※減価償却累ま   大機	物
地代家賃 売上(収入)総利益	女生 ※減価償却累ま 機       が       大機       機       大機       大機       大機       大機       大力       大力 </th <th>  物</th>	物
世 世 世 一 市 上 (収入)総利益 し 版 役 員 報 酬	建 ※減価償却累ま 機機 械 ※減価償却累ま 車 両 ※減価償却累ま 土       ち 債 の	物
世 地 代 家 賃 地 代 家 賃 売上(収入)総利益 し 販 役 員 報 酬 従 業 員 総 会 会 の の の の の の の の の の の の の	建 ※減価償却累別 機       機     械 ※減価償却累別 車       古     事       一     大       負     債       の     資産の総合計一	物
世	建 ※減価償却累記 機機 械 ※減価償却累記 車 両 ※減価償却累記 土       ち 債 債 の (資産の部合計・)       負 支 払	物
世 地 代 家 賃 売上(収入)総利益 し 版 で 従業員給料 交際 費の う 減価償却費	建 ※減価償却累ま 機機 械 ※減価償却累ま 車 両 ※減価償却累ま 土       ち 賃 賃 で 賃 で を を り 賃 注 3       負 賃 で り (資産の部合計)       し り り し り し り し り し り し り し り し り し り し	物 制控除後 選 置 相控除後 ・ 船台 舶 相控除後 地 部 合 計 地資産の部合計) 手 形 掛 金
世	建     ※減価償用累       ※減価償用累     機       機     械       機     械       ※減価償用累     車       車     両       ※減価償用累     主       上     負     債       資産の総合計     資       上     買       注3     個       人	物 制控除後 選 置 相控除後 ・ 船台 舶 相控除後 ・ 船台 舶 相控除後 地 部 合 計・ 地資産の総合計) 手 形 掛 金 借 入 金
世	建 ※減価償却累ま 機機 械 ※減価償却累ま 車 両 ※減価償却累ま 土       ち 賃 賃 賃 の う も し し し し し し し し し し し し し し し し し し	************************************
世	建     ※減価償用累       ※減価償用累     機       機     械       機     械       ※減価償用累     車       車     両       ※減価償用累     主       上     負     債       資産の総合計     資       上     買       注3     個       人	物 制控除後 遊

注1 (1)の有·売上欄に該当がある場合 注2 運送搬においては燃料費、金融搬・保険代理機においては、支払利息制引料を記載してください。 注2 運送機・保险代理数においては、赤掛合欄には表別和魚・冒掛合欄には去払利自を影響してください。

(兼業種目) (兼業割合) % (1) 兼業 13 12 0 主 状 況 な 事 (2)設 事 業 業 内 等 容 形 0 0 特 状 異 態 性 況 %掛売上 (3) 売上区分 現金売上 (1)氏 名 上 締切日 決済日 14決済日等の状況 16 税 (2) 事務所所在地 入 決済日 仕 締切日 理  $\pm$ 外注費 締切日 決済日 (3) 電話番号 0 申告書の作成 ○調査立会 ○税務相談 給 料 締切日 支給日 関 与 ○補助簿の記帳 ○ 決算書の作成 ○伝票の整理 帳 簿 書 類 名 称 (4) 関与状況 状 15 況 ○ 総勘定元帳の記帳 ○ 源泉徴収関係事務 帳 簿 17 類 加 (役職名) 0 組 備 合等 (役職名) 付 0 状 営業時間 開店 時 閉店 時 状 況 況 (毎月) 曜日( 日) 定休日 毎週 売 上(収入)金額 仕 入 金 額 源泉徵収 従事 外注費 人件費 月别 税 額 員数 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 円 18 月 月 月 月 別 月 0 月 売 月 月 高 月 等 月 0 月 月 状 月 況 計 前期の実績 19 当期の 営概要

□ 「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

F E O 1 O 4

(日野文は	令和 (所得稅法施行規則別表第5(8).5(24).5(	·       F
(日外又は 現る (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	, 税務署 、	事 業 種 目 整理番号 22 年
接入	住所又は 所 在 地 電話( )	調書の提出区分 提 1 約 5 2 遊職 3 報酬 4 使用 5 減受 6 弊
大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学	氏名又は	(7937)
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	個人番号 1個人番号の記載に当たっては、左端を空棚にし、ここから記載してください。 パス は	有〇百〇月
	代表者	F放稅理工
		票 合 計 表 (375) 22
1	条 着兵 賞与等 総 額 )うち、内報適用	7 8
	泉微収票	T C
2 退職所得の源泉教(収集合計表 (316)	. es G6 V. B1 69	
1 日本		票 合 計 表 (316)
	職手当等	瀬
( )	55、超泉徹代雪 出するもの	k
原		支 封 会 類 順 皇 微 収 粉 類 相
開催文は料金(29該当)	原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)	A P
照備又は幹金(3月3時)	弁護士、税理士等の 報酬又は料金(2号該当)	A 17
照備又は幹金(3月3時)	診療報酬(3号該当)	A PI
照解文は料金 (5 号談的)	職業野球選手, 騎手, 外交員等の 報酬 又は料金 (4号該当)	1.3
# A テ 文 の	芸能等に係る出演、演出等の 観酬 又は料金 (5 号該当)	A A
章 金 (8 号談当) 計 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	ホ ス テ ス 等 の 報酬又は料金 (6号該当)	N P
音 金 (8 号談当) ま	<b>契</b> 約 金 (7 号該当)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
#		
1	Alt	
1	うち、支払顕書を提出するもの	
**   **   **   **   **   **   **   *	つうち、所得税法第174条第10号	
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)       6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)         (4 分 人 員 支 払 金 種 円を出するもの 要)       (5 大 支払調書を提出するもの を提出するもの (4 要)         (4 要)       (4 要)              (5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)       (376)         (4 要)       (376)         (4 要)       (376)         (4 要)       (376)         (4 要)       (4 要)		1
対	女収縮子じたもの	
日本等の総額		
要)	和科等の総額 A	(A) A P
接 出 年 月 日 確認	9 うち、支払調費 是出するもの 数)	
接 出 年 月 日 確認		
うち、支払側書 出出するもの (本)	区分人員 支払金額	6) 通信日付印 確 認 提 出 年 月 日 <b>身</b> 元 確認
2日はするもの 1日は		
	79.5、文成調音 提出するもの 変)	

F E O 1 O 4

令和 □□ 年分 給与所得の源泉徴	似果等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、	1 cm art ex 1
令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事 業 種 目 <b>整理番号 28</b> 年
(受付印 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	調書の提出区分 提 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 斡旋 月
提 所 在 地 電話 ( )	(= 1) 4f ± 1
氏名又は名の本の出る。	本 店 等   翌年以降   公後   上
図人番号 又は ※個人番号では注し番号は指定されません	本店等   翌年以降   以後   提出   有   ○   否   ○   用
者 (フリガナ)	作成税理士 税 理 士 番 号 (註)
代表者 氏 名	署 名 電話( ) 平成成
1 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 区 分 . 人 員 左のうち、海県教収税額のない首	署 名 電話( )
(A) (保險、給水、資均等	
④のうち、内螺適用 の日稲分各者の貸金	
® 泉 徴 収 県 を提出するもの	四 台 計
<ul><li>災害減免法</li><li>人具 第 子 税 額</li><li>により徴収 額子したもの</li><li>(摘</li></ul>	要)
2 退職所得の源泉徴収	票 合 計 表 (316) 成す
K         分         人         身         支         私           JL 職長当等         1<	票 合 計 表 (316) □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
の 総 額	
3 報酬、料金、契約金及び賞金の	支払調書合計表 (309)
区分 個人 倒人以	女 払 金 額
所 原 稿 科 、 講 演 科 等 の 得 棚 例 又 は 料 金 (1 号 設 当 )	番号
法 報酬又は料金(2号該当)	人
10   診 療 報 酬 (3 号該当)	法人
規 報酬又は料金(4号該当)	人 四 月
る	
報酬又は料金 (6号該当)	何も記
料 金 賞 金 (8号該当)	1
等 🕒 計 🗶 人裝	<b> </b>
(B) (A) のうち、文払調査を提出するもの	
区 分 作 数 发 私 金 (A) のうち、所得般法第174条第10日 作	「
に規定する内国法人に対する賞金	111
微収箱をしたもの	
1 100 100 1 100 111 11 11 11 11 11 11 11	313) 6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)
使用料等の総額	あっせん手数科の聴動 四 (B) 円
(摘要)	(高のうち、支払調書 を提出するもの (摘要)
1391 567	
	376)
	[7]
(国) (多のうち、芝紅瀬彦 本地知中であるの	PI
を提出するもの <b>  </b>	

#### 【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

#### 記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②俸給、給与、賞与等の総額」欄**には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉 徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

- (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
- (3) 「**②のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄**には、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した 給与等の状況を記載する。
- (4) 「**②源泉徴収票を提出するもの」欄**には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、 その合計を記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額(給与所得の源 泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額)を記載する。

#### 3 退職所得の源泉徴収票合計表

- (1) 「**②退職手当等の総額」欄**には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。
- (2) 「**② ②のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄**には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
  - (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
  - (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。
  - (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
  - (4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「②計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

- (5) 「**②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 を提出するものについて、その合計を記載する。
- (6) 「**②のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄**には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。
- (7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予 税額を記載する。

#### 5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「**②使用料等の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等(支払調書の提出を要しないものを含む。)の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「**② ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- **イ** 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
  - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
  - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- □ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

#### 6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「**②譲受けの対価の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い 生じた各種の損失の補償金の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**® ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を 提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書(以下、この項において「支払調 書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
  - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
  - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- □ 租税特別措置法第 33 条 (収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例) に規定する特定土地区画整理 事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2 (交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例) に規定 する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4 (収用交換等の場合の譲渡所 得等の特別控除) に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業 名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
- ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書 の提出を要しない場合 その旨

#### 7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「**②あっせん手数料の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**⑤ ⑥のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん 手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
  - なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払 調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受 けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
  - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
    - (4) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
    - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
  - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の 売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
- 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

#### 1. 確認書類の提出方法

- ○賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別紙様式)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。
- ※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ 実績を証明することも可能である。

#### 2. 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- ○中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- ○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- ○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
- ※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経 理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。
- ※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断する ことも可能とする。

#### (具体的な場合の例)

### (○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金など により評価することも可能)

- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者 など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求め

られ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら 制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総 額等を評価する。

業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

## (○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途 これを考慮して評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる 労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・ 令和6年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和6年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

## 賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度)(又は〇年)において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

#### (同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、○人の従業員が退職する一方、○ 人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が○%増加にとどまったものの、継続雇用している○人の給与支給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事することなどによる超過勤務手当が多く発生した(対前年度○%増加)が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は○%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は○%の増加にとどまったものの、基本給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 ○○ ○○

#### (添付書類)

- .000
- .000